

令和4年度 いじめ防止基本方針

南九州市立松ヶ浦小学校

目 次

はじめに	1
I いじめ防止のための基本理念	
1 いじめの定義と認知	1
(1) いじめの定義	1
(2) 具体的ないじめの態様（例）	1
(3) いじめの認知	2
(4) いじめの判断	2
2 いじめに対する基本的な姿勢	3
3 いじめ解消の定義	3
II いじめの未然防止	
1 みんなが元気になる学校・学級・仲間づくり	4
2 人権尊重を基盤とし、心豊かで心身ともにたくましい児童の育成	5
III いじめの早期発見	
1 学校職員のいじめに気付く力を高める	5
2 早期発見のための手立て	6
IV いじめへの早期対応	
1 いじめ対応の基本的な流れ	7
2 いじめ発見時の緊急対応	7
3 インターネットを通じたいじめへの対応	8
V いじめ問題に取り組む体制の整備	
1 子供を語る会（いじめ対策委員会）の設置	9
2 いじめが発生した場合の組織的対応の流れ	10
3 教育委員会・警察・地域等との連携	11
4 重大事態への対処	11
5 調査結果の提供、報告及び公表	12
VI いじめ防止等に向けた年間計画	
1 教職員の研修の充実	13
2 年間計画	13
VII 取組の検証	14

◇◆◇ はじめに ◇◆◇

いじめは、いじめを受けた児童の教育の受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

こうしたいじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が組織として対応するとともに、家庭、地域や関係機関と積極的に連携しながら対応することが求められています。

そこで、国の「いじめ防止対策推進法」（平成25年）を受け、また「鹿児島県いじめ防止基本方針」や「南九州市いじめ防止基本方針」を踏まえ、平成27年4月に「南九州市立松ヶ浦小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

この「南九州市立松ヶ浦小学校いじめ防止基本方針」は、文部科学省の「いじめ防止等のための基本的な方針」の見直し（平成29年3月）を受け、「鹿児島県いじめ防止基本方針」や「南九州市いじめ防止基本方針」が改定されたことに合わせ、より実効性の高いものにするために改訂したものです。

I いじめ防止のための基本理念

1 いじめの定義と認知

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

※ 一定の人間関係とは、学校の内外を問わず、当該児童がかかわっている仲間や集団など、当該児童との何らかの人間関係を指す。

※ 物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にけんかのように見えることでもいじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

※ 起こった場所は、学校の内外を問わない。

(2) 具体的ないじめの態様（例）

（抵触する恐れのある刑罰法規）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。・・・脅迫、名誉棄損、侮辱
 - ・ 不快に感じるあだ名をつけられ、しつこく言われる。
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる。
 - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される。
- 仲間外れや集団による無視をされる。
 - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない。

- ・わざと会話をしない。
- ・席を離す、避けるように通る。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。・・・暴行
 - ・ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる。
 - ・遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする。
 - ・叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される。
- 金品をたかられる。・・・恐喝
 - ・脅されてお金や品物を要求される。
 - ・筆記用具を何度も貸しているが、返却されない。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。・・・窃盗、器物破損
 - ・靴を隠される。
 - ・持ち物をとられ、傷をつけられる、ごみ箱に捨てられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。・・・強要
 - ・机や壁に誹謗中傷を書かれる。強制わいせつ
 - ・人前で衣服を脱がされる。
 - ・脅されて万引き等をさせられる。
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。・・・名誉棄損、侮辱
 - ・ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と違うことを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする。
 - ・いたずらや脅しのメールを送られる。
 - ・SNSのグループからわざと外される。

(3) いじめの認知

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、特定の教職員がいじめの認知を行うのではなく、「子供を語る会（いじめの防止等の対策のための組織）」において組織としていじめであるかどうかを判断します。

(4) いじめの判断

- いじめの定義には、
 - ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること。
 - ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること。
 - ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
 - ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。
 という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分より弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」といった要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていません。
- 物を隠されたり、上履きに画鋲を入れられたり、悪口を書いた紙を机の上に置かれたりしたが、誰がやったかわからない場合、①②の要件が満たされていないが、その場合等もいじめとして認知します。
- 社会通念上のいじめとは乖離した行為「ごく初期段階のいじめ（いじめの芽や兆候）」や「行為から行ったが、意図せず相手を傷つけた場合」等も、「芽」や「兆候」「好意」であるからいじめではないと捉えて見落とすことがないように、いじめの定義にしたがって認知します。
- いじめは、ふざけ合いを装った形態で行われることがあります。学校職員の前で加害者がい

じめでないと主張し、被害者も同意せざるを得ないまま状況が悪化することがあります。いじめを受けていると思われる児童が「大丈夫」と否定した場合であっても、通常であれば、聞き取りやアンケートなどの調査を行って心身の苦痛を受けていると考えられる場合は、いじめとして積極的に認知します。

○ 「けんか」の捉え方について

国の基本方針において、「けんか」はいじめとして扱わない旨の記述がありますが、これは社会通念上の「けんか」をすべていじめから除外するというものではありません。法に規定されたいじめの定義に照らすと、一般に「けんか」と捉えられる行為（一定の人的関係のある児童間でなされるもの）は、何らかの心身の苦痛を生じさせるものが多く、それらは法に基づきいじめと認知されます。いじめと認知することを要しない「けんか」は極めて限定的なものです。

2 いじめに対する基本的な姿勢

- 「いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な犯罪行為である」という強い認識をもつ。
- 「いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうる」「まだ気づいていないいじめがある」「ネット上のいじめなど、ますます見えにくくなっている」という危機意識をもつ。
- 「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」「いじめられている子供を最後まで守り抜く」という信念をもつ。

3 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。以下は、「いじめの防止等のための基本的な方針」より抜粋したものです。

いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織（子供を語る会）の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害児童の様子を含めた状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

Ⅱ いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも起こりうる」という認識をすべての学校職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があります。児童・保護者の意識や背景、地域の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要があります。

1 みんなが元気になる学校・学級・仲間づくり

いじめの未然防止のためには、児童や学級の様子を常に把握し、互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりを進めることが大切です。

特別活動を基盤とする児童の主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自己肯定感」を感じ取ることができる「心の居場所」をつくるのが大切です。

児童は周りの環境により大きな影響を受けます。児童にとって教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つです。学校職員が児童に対して愛情をもち、配慮を要する児童を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己肯定感や自己有用感、充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上での大きな力になります。

① 教員の気づきが基本

未然防止のためには、児童や学級の様子を知る教員の気づきが大切です。児童と場を共にし、その中で児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めることが求められています。

また、児童や保護者への意識調査やアンケートなどで実態を把握し、いじめ問題防止への具体的な指導計画を立てることが必要です。

② 児童と学校職員のまなざしの共有

児童は学校職員の一挙手一投足に目を向けています。学校職員の何気ない言動が、児童を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合もあります。学校職員は児童の良きモデルとなり信頼されることが求められています。

③ 児童と学校職員のまなざしの共有

温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、学校職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気をつくるのが大切です。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要です。

④ 自己肯定感・自己有用感を高める学習指導・学級活動の充実と学校行事等の活性化

授業を始め学校生活のあらゆる場面で、他者と関わる機会を工夫して、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが重要です。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という自己有用感を高める経験が、児童を成長させます。そして、仲間や学校職員の児童への温かい声掛けが、「認められた」という自己肯定感につながり高まっていきます。

2 人権尊重を基盤とし、心豊かで心身ともにたくましい児童の育成

本校の学校教育目標は、「自ら考え、判断し、自信をもって行動する松ヶ浦っ子の育成」です。この学校教育目標を具現化する取組を実践していくことが、いじめの防止そのものです。

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切です。また、人の痛みをおもいやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の高揚を図る取組が必要です。

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮します。いじめ問題は、他者を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、「いじめをしない、許さない」という人間性豊かな心を育てることが大切です。

児童は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心遣い」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられます。道徳の授業では、学級の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱うことが重要です。

③ 体験活動・交流活動の充実

「間接体験」や「擬似体験」の機会が圧倒的に多くなった今、子供たちの成長の取っ手負の影響を及ぼしていることが懸念されています。体験活動や交流活動は、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤、子供の成長の糧としての役割が期待されています。

様々な関わりを深める体験活動・交流活動を充実させることは、豊かな心を育む重要なポイントです。

Ⅲ いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から学校職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また、児童に関わるすべての学校職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民とも連携して情報を収集することが大切です。

1 学校職員のいじめに気付く力を高める

学校職員は、児童一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければなりません。そのためには、人権感覚を磨き、児童一人一人の言葉をきちんと受け止め、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢が大切です。

集団の中で配慮する児童に気づき、児童の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められています。そのためには、児童の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要です。

2 早期発見のための手立て

いじめられている児童には、「親や先生に心配をかけたくない。」「いじめられる自分はだめな人間だ。」「訴えたら仕返し怖い。」「訴えても大人は信用できない。」などといった心理が働きやすいものです。学校職員で児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させるとともに、教職員間で情報を共有することと、保護者や地域住民とも連携し、情報を収集することが大切です。

日々の観察

朝の登校時や休み時間、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。「児童がいるところには、学校職員がいる」ことを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果があります。

日記の活用

児童に日記を書かせたりすることで、担任と児童、保護者が日頃から連絡を密に取りやすくなり、信頼関係の構築につながります。気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応することが大切です。

各種アンケートの活用

本校では、学校楽しいーとや学校生活調べを学期ごとに毎月実施しています。また、SNSチェックシートなども実施してこれらを組み合わせながら、いじめの早期発見や学校への適応感、子供同士の人間関係などの実態把握に努めています。

いじめられている児童にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については状況に応じて配慮（記名、無記名、持ち帰り等）し、実施することが必要です。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識が必要です。

教育相談

日常生活の中で、児童や保護者が気軽に相談できる環境をつくるのが大切です。それは、学校職員との日頃の信頼関係の上で形成されるものです。

本校では、子供と語る会を月3回実施し、定期的に相談できるようにしています。また、11月には事前にアンケートをとってすべての保護者との教育相談期間を設定しています。子供と語る会は主として学級担任との教育相談になりますが、児童が相談したい学校職員を選んで相談することもできます。一方、困り感や相談事項のある保護者には、必ず学校から連絡し、教育相談を行っています。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、南薩養護学校巡回相談員の来校もあり、希望の児童や保護者の教育相談も設定することができます。

教育相談しやすい環境づくり

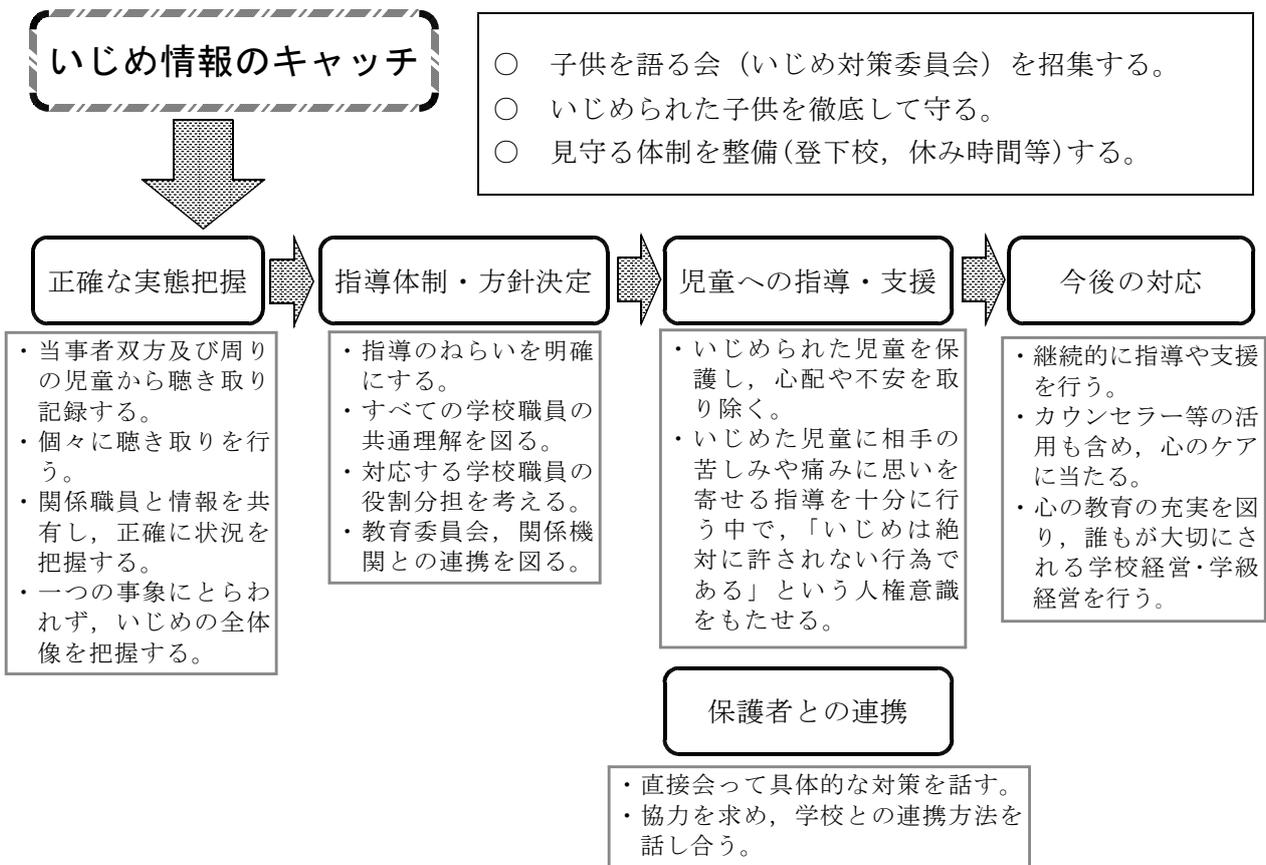
児童が、学校職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気のいることです。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、いじめが更に助長されたりする可能性があることを学校職員が十分認識し、その対応については十分に注意を払うことが必要です。その対応如何によっては、学校職員への不信感を生み、その後情報が入らなくなったり、いじめが潜在化したりすることも考えられます。

児童及び保護者には、日頃から相談を真摯に受け止める学校職員の姿勢を伝えるとともに、実際に相談があった場合にはないように疑いをもつことなく傾聴することが大切です。

IV いじめへの早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をとることが大切です。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて学級担任が一人で抱え込まず、学校全体で組織的対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に取り組む必要があります。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した学校職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければなりません。併せて、直ちに学級担任、生徒指導係に連絡し、管理職に報告します。

① いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えるにきた児童から話を聴く場合は、他の児童の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行います。また、事実確認はいじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要です。

状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、掃除時間、放課後等においても、学校職員の目が届く体制を整備します。

② 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する必要があります。なお、保護者対応は、必ず複数の学校職員で事実に基づいて丁寧に行うことが重要です。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の学校職員で対応することを原則とし、管理職等の指導の下に学校職員間の連携と情報共有を随時行うことが不可欠です。

把握すべき情報例

- ◆ 誰が誰をいじめているのか。
- ◆ いつ、どこで起こったのか。
- ◆ どんな内容のいじめか。
- ◆ どんな被害を受けたのか。
- ◆ いじめのきっかけは何か。
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか。

③ いじめられた児童と保護者に対して

【児童に対して】

- 事実確認とともに、まず、辛い今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自己肯定感を高めるよう配慮する。

【保護者に対して】

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

④ いじめた児童と保護者に対して

【児童に対して】

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、児童の背景にも目を向けて指導する。
- 心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して】

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者の辛く悲しい気持ちとよりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を伝え、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

⑤ 周りの児童に対して

- 当事者だけの問題に留めず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学校全体に示す。
- はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることと理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。

3 インターネットを通じたいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

未然防止には、本校のきまりとしての携帯電話やスマートフォンの持ち込み禁止を徹底し、家庭での児童のパソコン・タブレットPC使用や通信が可能なゲーム機等について、第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要があります。

また、「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては、警察等の専門的な機関との連携も必要です。

- 児童のパソコンやゲーム機等を管理するのは家庭であり、児童をいじめや犯罪等から守るためにフィルタリングを設定するだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行う必要があります。
- 最近では災害発生時の連絡手段等のために携帯電話やスマートフォンを持たせることも検討され始めましたが、小学生に携帯電話を持たせることについては十分な検討が必要です。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に深刻な影響を与えることを学校も家庭も認識する必要があります。

V いじめ問題に取り組む体制の整備

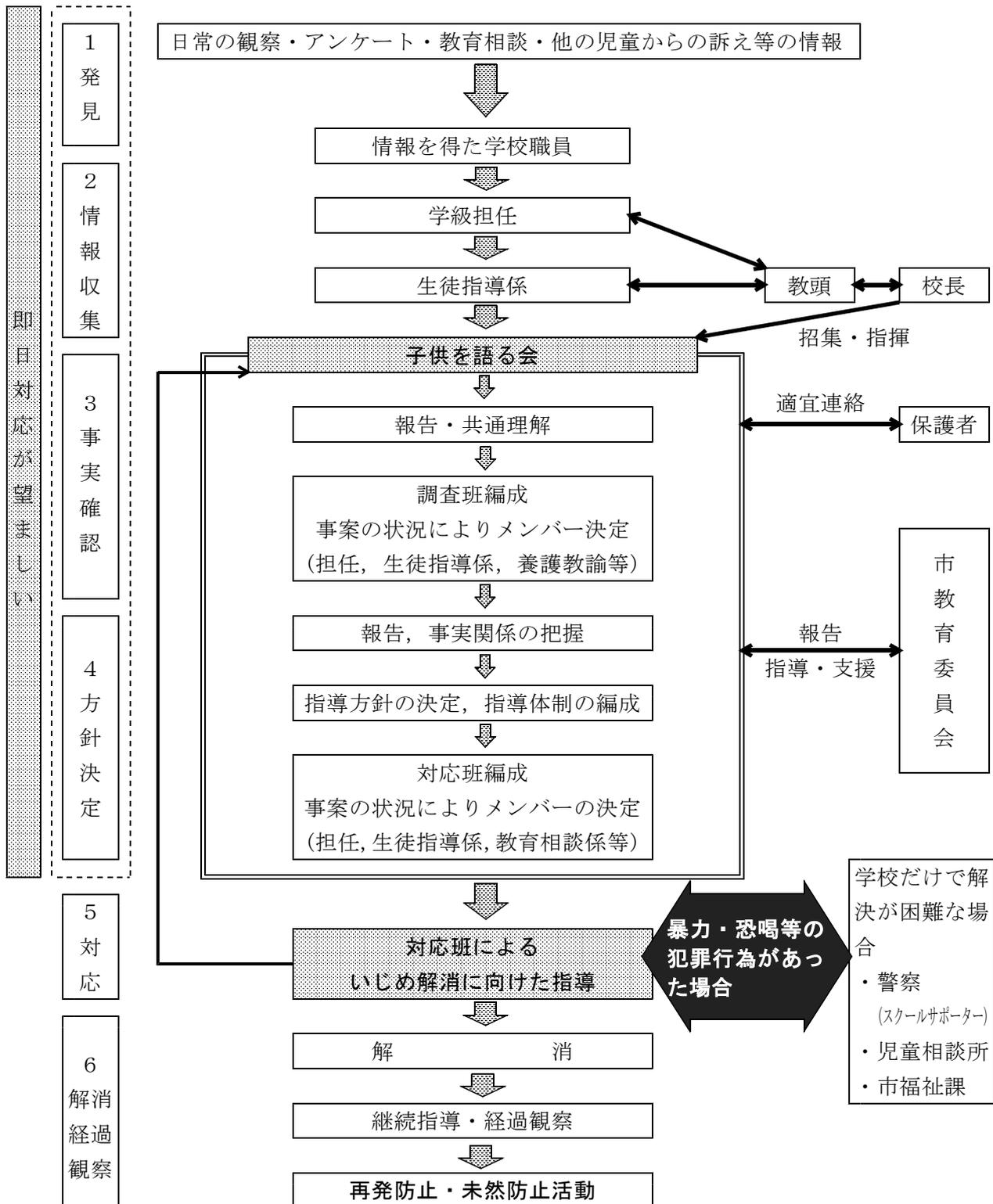
いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップの下に「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要があります。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められています。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を展開するために、「子供を語る会」を設置し、学校職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行います。また、組織が有効に機能しているかどうかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開します。

1 子供を語る会（いじめ対策委員会）の設置

子供を語る会は、学校職員に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校評議員、民生委員などをメンバーとして設置します。なお、メンバーは事案に応じて柔軟に対応することとします。

2 いじめが発生した場合の組織的対応の流れ



※ 上記の例は、対応の在り方の基本を占めているものであり、いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応します。

※ いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識のずれが生じている場合は、把握した状況を基に十分に協議し慎重に対応する。

生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合

- 速やかに教育委員会、警察等の関係機関に報告します。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたります。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施します。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられます。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努めます。

3 教育委員会・警察・地域等との連携

① 教育委員会との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会に報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受けます。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められています。

② 出席停止について

児童に対しては、日ごろからきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要です。しかし、指導の効果が上がらず、他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、子供を語る会の中で出席停止等の懲戒処分の措置を検討する必要があります。

出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものでもあります。

③ 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互に協力する体制を整えておくことが大切です。学校でのいじめが暴行行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に南九州警察署やスクールサポーターに相談し、連携して対応することが必要です。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要があります。

④ 地域等その他の関係機関との連携について

いじめに関わる児童が置かれた背景に、保護者や家庭の要因が考えられる場合には、児童相談所、民生委員児童委員、市役所福祉課（福祉事務所）等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要があります。

4 重大事態への対処

① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条から

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、新進または財産に重大な被害が生じた疑いがあると学校の設置者及び学校が認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると学校の設置者及び学校が認めるとき。

法による定義は前項のとおりですが、概ねの判断基準は以下のとおりです。

- 児童が児氏をしたり、それを企図したりした場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 年間30日を超える欠席がある場合

上記の定義は目安であり、これにこだわることなく、児童や保護者の個々の状況を十分把握した上で判断し、速やかに教育委員会に報告します。

また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない、極めて重要な情報であることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

② いじめ問題調査チームの設置

いじめ防止対策推進法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものです。学校の設置者及び学校は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行います。

学校は、重大事態であると判断した場合には、管理職及び子供を語る会の成員で調査にあたるものとします。

5 調査結果の提供、報告及び公表

① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係等その他必要な情報を提供します。提供にあたっては、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

② 「いじめ問題調査チーム」の調査結果の報告

調査結果は、教育委員会が市長に報告します。

いじめられた児童やその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童やその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて市長に提出します。

③ 調査結果の公表、公表の方法等の確認

いじめの重大事態に関する調査結果をいじめを受けた児童やその保護者に対して公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童やその保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断します。特段の支障がなければできるだけ速やかに公表します。その際に、学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととし、調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容をいじめを受けた児童やその保護者と確認します。

また、外部に公表する場合は、他の児童又は保護者に対して、可能な限り事前に調査結果を報告することとします。

VI いじめ防止等に向けた年間計画

1 教職員の研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題についてすべての学校職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められています。また、校内でのOJT(先輩が具体的な仕事を通して後輩の力量を高める活動)が円滑に実施されるよう、配慮する必要があります。

2 年間計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があります。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ防止等に取り組めます。

月	会議・研修等	早期発見	防止対策	学校行事等
4月	子供を語る会 PTA総会・啓発	学校生活調べ		いじめ問題を考える週間 入学式
5月	基本方針読み合わせ	学校楽しいーと		宿泊学習，遠足
6月		学校生活調べ		水泳学習
7月		学校生活調べ		水泳発表会
8月	職員研修(いじめの認知)	学校生活調べ		
9月		学校生活調べ		いじめ問題を考える週間
10月		学校生活調べ		
11月	道徳授業参観	学校生活調べ		学習発表会
12月		学校生活調べ		持久走大会
1月		学校生活調べ		いじめ問題を考える週間
2月		学校楽しいーと		なわとび発表会
3月	本年度のまとめ	学校生活調べ		卒業式，修了式

VII 取組の検証

本校においては、いじめ防止等の取組をより実効性の高いものとするために、本基本方針を松ヶ浦小学校ホームページや青少年育成地区民会議で公表するとともに、定期的に取り組を検証し改善を図ります。

チェックポイント1 【指導体制】

- いじめ問題の重要性をすべての学校職員が認識し、学校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」（人権教育、道徳教育、特別活動、体験活動等）に組織的に取り組んでいるか。
- 児童が自ら考え、問題を解決しようとする取組があるか。
- 定期的にいじめや児童の人間関係の実態把握のための調査、及びいじめ防止、早期発見のための取組が行われているか。
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて児童を語る会や職員会議、校内研修などの場で取り上げ、学校職員間の共通理解を図っているか。
- いじめ問題について、特定の学校職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で組織的に対応しているか。

チェックポイント2 【関係機関との連携】

- いじめ問題の解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、民生委員児童委員、警察等の地域の関係機関と連携を図っているか。
- 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努めているか。
- P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。